



# 「人を対象とする生命科学・医学系研究」

## 審査要否判断のためのチェックポイント

新規に「人を対象とする研究」を計画する場合は、以下のチェックポイント①②を確認し、事前申請・審査の要否を確認してください。  
チェックポイント②に該当する場合や、判断に迷われる場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

### チェックポイント①

#### 人を対象として、次のア又はイを目的として実施される研究である場合

**ア**  
次の①、②、③又は④を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること。

- ① 傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）の理解
- ② 病態の理解
- ③ 傷病の予防方法の改善又は有効性の検証
- ④ 医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証

**イ**  
人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること。

<「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」による>

#### 申請の必要があります

##### 手順

- ① [HP](#)より申請様式（様式1-3）をダウンロードしてください。  
▲ 記入要領を必ずご参照ください。
- ② 申請書及び添付文書（説明・同意等）を作成し、E-mail添付にて立教大学ライフサイエンスに係る研究・実験の倫理及び安全委員会事務局まで提出してください。  
▲ 申請から審査結果が出るまで、約3ヶ月を要するため、実験に影響の無いよう余裕をもって申請してください。
- ✓ 申請書等作成時、[厚労省の指針・ガイドライン最新版](#)を必ずご確認ください。

### チェックポイント②

#### 個人を特定できるヒト由来の試料※1又はデータ※2を採取・収集する研究である場合

<「ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則」による>

- ※1 個人を特定できるヒト由来の試料  
血液、唾液、毛髪等の試料
- ※2 個人を特定できるヒト由来のデータ  
血液、唾液、毛髪等の試料のデータ、個人の心身の状態、能力に関するデータ等が該当する可能性がある。

#### 試料・データ等の採取・収集の際、身体的又は精神的な侵襲性が生じる研究である場合

#### 申請の必要があるか、まずはご相談ください

申請の概要をメールに記載していただき、立教大学ライフサイエンスに係る研究・実験の倫理及び安全委員会までご連絡ください。

#### その他の研究については、本委員会への申請の必要はありません

学会基準や研究遂行上の必要等がある場合には、申請することができます。  
ご判断に迷う場合は、立教大学ライフサイエンスに係る研究・実験の倫理及び安全委員会までご相談ください。



#### お問い合わせ・書類提出先

立教大学ライフサイエンスに係る研究・実験の倫理及び安全委員会事務局

✉ [lifescience@rikkyo.ac.jp](mailto:lifescience@rikkyo.ac.jp)

☎ 内線：4674

🌐 <https://www3.rikkyo.ac.jp/research/initiative/lifescience/>